

重要

栃尾市共通商品券をお持ちのお客様へ

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく

払戻しのお知らせ

協同組合栃尾市商店連合会が発行していた「栃尾市共通商品券」の利用期限が令和4年8月31日をもって終了いたしました。

つきましては、資金決済に関する法律第20条第1項の規定に基づき、払戻しをいたしますので、ご案内いたします。

尚、払戻し期間を過ぎますと払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意ください。

払戻し申出期間：令和4年9月1日(木)～12月28日(水)

対象となる商品券のデザイン



※500円券は、(協)栃尾市商店連合会と
栃尾市商店連合会の2種類があります。

払戻し方法： 長岡市共通商品券協同組合事務局又は山甲本店に該当する商品券を持参して頂き、現金交付をいたします。

代表店

山甲本店：〒940-0227 長岡市谷内2-4-2 ☎52-2542
AM9:30～PM6:30 休業日：元旦のみ

お問合せ

長岡市共通商品券協同組合
〒940-0061 長岡市城内町2-6-22
メール: otoiawase@nagaoka-shohinken.jp

☎86-7107

月～金曜日 AM 9:30～PM 4:30
(土・日・祝祭日等の休日を除く)